

# 令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

## I 基本方針

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、足下では、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況にある。

成長と分配の好循環による、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、三位一体の労働市場改革の推進や人材確保支援に取り組むとともに、多様な働き方を支えるセーフティネットの構築や労働者の主体的なキャリア形成支援、男女ともに育児に関わることのできる環境の整備等に取り組むことが重要である。

コロナ禍の3年間を乗り越え、我が国経済は改善しつつあるが、コロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現することが重要である。

このような状況を踏まえつつ、当協会としては、働くすべての人々が適法な労働条件下で「安全、安心、快適な職場環境で健康に働ける」職場づくりのため、労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令をはじめとして、重要な通達、ガイドラインの周知・啓発に努める等労務管理及び安全衛生管理水準のさらなる向上に資するための各種事業を実施していく。

令和6年4月1日からは、建設の事業、自動車運転の業務、医師に猶予されていた時間外労働の上限規制が適用されたこと、労働条件の明示に関しルール変更があり、明示事項が追加されたこと、業種・規模に関係なく、リスクアセスメント対象化学物質を製造、取り扱い、譲渡、提供する事業場に化学物質管理者の選任が義務付けられたこと、リスクアセスメントの結果、リスク低減措置として、労働者に保護具を着用させる事業場に保護具着用管理責任者の選任が義務付けられたことなど、関連法令が施行された。

令和5年の労働災害の発生状況は、愛知県全体の死亡災害が前年の37人に比べ35人と2人減少し、死傷災害も3月集計で8,924件であり、前年の確定値14,135件に比べ大幅な減少となっているが、コロナ感染症によるものを除くと増加となっている。

半田労働基準監督署管内の死亡災害は前年と同数の3件となったが、死傷災害は2月末現在で726件と前年の927件と比べ大幅減少となっているが、コロナ感染症によるものを除くと増加となっている。

本年度を2年度目とする「第14次労働災害防止推進計画」を踏まえ、引き続きリスクアセスメントを軸とした安全衛生管理水準の向上と安全衛生管理活動の活性化を図っていく必要がある。

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできるとの理念のもと安全管理を経営課題と捉え、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法である「安全経営あいち」を推進していくことが重要である。

労働相談に関しては、県下15協会で「企業の労働110番」を開設し、会員事業場からの労務管理、安全衛生管理に関する相談にきめ細かく対応しているが、本年度も引き続き、会員事業場に活用いただくよう働きかけを行っていく。

このような状況の中、当協会における事業計画の重点項目を下記のとおりとし、半田労働基準監督署と緊密な連携を図りつつ、会員、関係機関のご協力とご支援をいただきながら積極的に各種事業を推進する。

## 1 働き方改革定着に向けた対策

### (1) 最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

最低賃金については、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円を目指すとされており、生産性向上に取り組む中小企業への側面支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組んでいく。

非正規労働者について、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保や、人手不足への対応が急務となる中、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを側面支援する。

無期転換ルールについても、使用者に対する認知度向上のため、制度のさらなる周知を行っていく。

### (2) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるあってはならないことであり、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント、同法及び育児・介護休業法に基づく妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務の周知及び側面支援を行う。

### (3) 労働条件の確保・改善対策

長時間労働の抑制に向け、「労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく適正な労働時間管理のため、同ガイドラインを引き続き周知し、側面支援する。

裁量労働制にかかる改正省令等が本年4月に施行されたこと、労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する省令改正が同時期に施行されたことから、これらの周知を図っていく。

## 2 労働災害防止対策

令和6年度は、半田労働基準監督署が策定する「第14次労働災害防止推進計画」の2年度目となることから、この地域の労働災害の減少を図るため、各事業場の安全管理水準の向上と安全衛生活動の活性化を引き続き図っていく必要がある。

また、愛知労働局においては、単に災害や疾病を防ぐ負の領域から、働く人々に安全と安心のほか、働き甲斐を感じてもらい、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識を投資意欲に変え、企業に生産性向上と価値向上をもたらすことなど正の領域への転換を図っていくとしている。

そのため、生産性の向上等により労働分配を高めることや働き方改革推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進していくとしている。

これらの状況を踏まえ、「安心・安全・健康に働ける職場づくり」のため、労働安全衛生関係法令や通達、指針等の周知に努めるとともに「安全経営あいち」の考え方の普及促進を図っていく。

また、労働者の安全と健康確保に向け、半田管内安全衛生大会、全国安全週間及び全国労働衛生週間準備期間中の説明会、各種研修会、講習会の開催等の、安全衛生意識の高揚、安全管理水準の向上、安全衛生管理活動の活性化に資する事業を実施する。

## 3 労働者の健康確保対策

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組みが適切に実施されるよう引き続き「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」等を周知していく。

また、令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制にかかる労働安全衛生法令が令和6年4月から全面施行されたことから、その円滑な実施のため、これらのことを全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会等において周知・啓発する。

#### 4 最低賃金の周知

改訂された愛知県最低賃金、特定（産業別）最低賃金について、効果的な広報に努めるとともに、業務改善助成金などの各種支援策について周知及び利用勧奨を図る。

#### 5 労災保険制度の周知

労災保険制度及び請求手続きについて、労災保険法等労務管理講習会等において周知する。

## II 月別事業計画

前記の基本方針のもとに、各月別の事業計画を定める。